

高等学校水産海洋技術検定運営に関する規則

- 1 教科「水産」研究委員会（海洋漁業部会）の役割（以下部会という。）
 - （1）部会は検定実施要項等を作成する。
 - （2）部会は必要がある場合は、学校検定委員会代表者と合同会議をもち検定の公正な実施を図る。

- 2 検定内容及び種類
 - （1）内容
海のあらし、水産業と海洋関連産業のあらし、基礎実習に関する内容とし、原則として科目「水産海洋基礎」の教科書より出題する。
 - （2）種類
（1）の内容の一般的知識を検定する筆記試験とする。

- 3 実施会場・検定
実施会場は、検定を希望する各高等学校とする。当該学校は検定試験にあたり、学校検定委員長を中心とする学校検定委員会が、実施場所、監督、採点等の検定実務に当たる。

- 4 実施時期
試験の実施期日は、高等学校における学習進度等を考慮し部会が定める。
（原則としては、毎年度1～2月の間の1回とし、詳細は部会で決定する。）

- 5 検定手続
 - （1）部会事務局より検定試験実施要項を全国の関係高等学校に配布する。
 - （2）検定希望校は書面（検定実施要項様式1、2）をもって受検の申請をする。

- 6 合格基準
筆記試験の正答率70%以上の得点を得たものを合格とする。

- 7 検定問題の作成、配布
 - （1）問題および標準解答の作成は研究委員が行い、検定実施期日の数日前までに当該校へ送付する。
 - （2）学校検定委員会は検定当日まで検定問題を厳重に保管し、検定を厳正に実施しなければならない。

8 検定の実施と採点および報告等

- (1) 各校の学校検定委員長は検定試験実施要項に従って検定を公正に実施する。
- (2) 各校の学校検定委員会は試験終了後採点処理を行い、学校検定委員長は結果および必要事項を所定の報告書（様式4、5、6）に記入の上、部会長に報告する。

9 合否の認定

試験の合否については、当該校の学校検定委員長の報告を受け部会長が認定する。部会長は検定の結果を全国水産高等学校長協会理事長に報告し、承認を得て当該校に通知する。

10 検定料、認定証の交付および費用

- (1) 検定料は500円とする。
- (2) 認定証は部会長の報告を受け、全国水産高等学校長協会理事長が交付する。

11 その他

検定に関する疑義は部会に報告するものとする。部会は問題点について協議し、全国水産高等学校長協会の承認を得て回答する。

(付則)

この規則は平成20年9月18日より施行する。

運営に関する規則の一部改正（平成21年5月25日）

運営に関する規則の一部改正（平成26年5月20日）